

仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金提出書類一覧【取得・移転事業】

この補助金は、スマートフォンからオンライン申請も可能です。是非ご利用ください！



オンライン申請フォームへ ⇒

※オンライン申請後、書類の不備などあった場合、お電話やメールにて書類提出のご連絡をさせていただきます。

1 必須書類

申請書（第1号様式） 申請者は、契約者に限られます。

契約書の写し

★必要な情報（変更契約をしている場合は、変更契約書も含みます。）

契約者署名押印欄 契約金額（最終金額）がわかる箇所

住宅の所在地がわかる箇所

平面図（間取図）

★必要箇所 キッチン お風呂 トイレ

建物登記簿謄本

新築注文住宅の場合は、所有権保存登記後。新築建売住宅や中古住宅を購入した場合
所有権移転登記後の登記簿謄本を添付してください。

工事請負契約書
(新築注文住宅)
または
不動産売買契約書
(新築建売住宅と
中古住宅)

2 直前の住所が藤枝市内であった申請者のみ必要となる書類

藤枝市税（市民税のみ）に滞納がないことが確認できる書類（次のうちいずれか）

完納証明書 非課税証明書 滞納がない旨の誓約書

3 移転事業を申請する場合に必要な書類

(1) 引越業者を利用した場合

見積書の写し（費用の内訳を確認します。）

領収書の写し（代金を支払ったことがわかるもの。）

※見積書と領収書は、必ず同額のもの提出が必要です。見積書と領収書の金額が異なる場合、支払った金額の内訳がわかるものを添付してください。

(2) レンタカーを利用した場合

領収書の写し（代金を支払ったことがわかるものの写し。領収書のみで必要な情報が確認できない場合、利用明細等も追加で添付してください。）

★必要な情報 支払額 支払者名 利用日時 店舗名

※直前の住所が藤枝市外の申請者のみ対象

4 その他必要な書類

耐震補強工事を行ったことがわかる書類の写し

（昭和56年6月1日より前に建築された中古住宅に限ります。）

★必要な耐震性能

木造の場合1.0以上、非木造の場合0.6以上

※ 一覧の書類以外にも、世帯状況等に応じて追加での書類の提出をお願いすることがあります。
あらかじめ御了承ください。